

表 1 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第1号 研削といし	7	3
自由研削といし	4	2
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第5号の2 ショベルローダーの運転	6	6
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第25号 四アルキル鉛等に係る業務	6	-
第26号 第一種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	4	-
第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	5.5	-

表 1 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第 3 6 条	時間	時間
第 2 9 号 特定粉じん作業に係る業務	4. 5	—
第 3 0 号 ずい道等の掘削の作業等	7	—
第 3 7 号 石綿等が使用されている建築物に係る業務	4. 5	—
第 3 8 号 ①除染等業務（下段②を除く）	4	1. 5
②特定汚染土壌等取扱業務	3. 5	1
③特定線量下業務	2. 5	—
第 3 9 号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）	6	—
第 4 0 号 ロープ高所作業に係る業務	4	3
第 4 1 号 フルハーネス型墜落制止用器具を用いた業務	4. 5	1. 5

表 1 に定められている特別教育の時間について、厚生労働省労働基準局長の通知により、別に定められている場合についても対象としています。

表2 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者 に対する安全衛生教育の時間

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区 分	安全衛生教育の時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

表3 労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	—	9
3 移動式クレーン運転実技教習	—	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)	—	—
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	1 5	—
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	1 7	—
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	1 4. 5	—
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	1 3	—
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	1 3	—
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	1 3	—
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	1 1	—
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	1 1	—
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	1 3	—
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	1 1	—
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	1 3	—
20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習※	1 2	—
21 鉛作業主任者技能講習	1 0	—
22 有機溶剤作業主任者技能講習	1 2	—
23 石綿作業主任者技能講習	1 0	—
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	1 1. 5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	1 3	7
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	1 3	7
28 ガス溶接技能講習	8	5
30 ショベルローダー等運転技能講習	1 1	2 4
31 車両系建設機械 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 </div> 運転技能講習	1 3	2 5
32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	1 3	2 5
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	1 3	2 5
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	1 1	2 4
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	1 1	6
36 玉掛け技能講習	1 2	7

教習時間又は講習時間は、原則の講習時間であり、科目の一部免除又は特例を受けることができる者の講習時間の内訳は、支給要領別表6をご確認ください。

※令和6年1月1日以降に実施される金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習も助成対象となります。

○支給要領掲載URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00007.html